

平成 28 年度 第 3 回和水町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：平成 28 年 6 月 9 日（木）午後 1 時 25 分から午後 2 時 30 分

2. 開催場所：和水町役場本庁 3 階大会議室

3. 本日の出席委員は次のとおりである。(21 名)

会 長 2 4 番 蒲池 恭一

会長代理者 2 3 番 石原二千郎

委 員	1 番	坂本 政光	3 番	坂本 博文	4 番	石原 由紀
	5 番	鶴 宏遠	6 番	上妻美津子	7 番	戸上 誠一
	9 番	浦部 貞彦	1 1 番	甲斐 正晴	1 2 番	池田 圭吾
	1 3 番	庄山 秀一	1 4 番	北原 博幸	1 5 番	杉村 幸敏
	1 6 番	池田 浩二	1 7 番	深草 義久	1 8 番	松村 勝徳
	1 9 番	古田 博	2 0 番	上田 憲一	2 1 番	徳永 志誠
	2 2 番	高木 義則				

4. 本日の欠席委員は次のとおりである。(2 名)

8 番 小森田義弘 1 0 番 吉田 広志

5. 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名人の氏名

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事 務 局 長 石原 忠邦

係 長 渡邊 豊和

主 事 庄山桂太郎

7. 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局（石 原）	1 開 会 それでは定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めたいと思います。まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆さまご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から平成 28 年度第 3 回和水町農業委員会総会を開会します。
事務局（石 原）	2 会議成立宣言 それでは、会議成立宣言でございます。和水町農業委員会会議規則第 6 条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、23 名中 21 名が出席でございますので、本会議が成立することを宣言いたします。
事務局（石 原）	3 会長挨拶 会長挨拶でございますが、同会議規則第 4 条の規定によりまして、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長におかれましては挨拶のあと、引き続き議事の進行をよろしくお願いいたします。それでは、会長挨拶をお願いします。
会 長（蒲 池）	みなさん、改めまして「こんにちは」。本日は、農繁期に入りまして、皆様も忙しい中で平成 28 年度第 3 回の農業委員会総会に出席くださいましてありがとうございます。 議事に入ります前に、報告ですけれども前月の 26 日に東京で全国農業委員会会長、事務局長大会が開催され出席させていただきました。また 6 月 20 日には、第 1 回の会長会が予定されています。
議 長（蒲 池）	【会長挨拶】 皆様方お忙しい中にご出席でございますのでスムーズな進行ができますようよろしくお願い申し上げまして簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。 4 議事録署名人の氏名 議事録署名委員の指名を行います。和水町農業委員会会議規則第 13 条第

議長（蒲池） 2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長（蒲池） それでは、本日の議事録署名委員は、1番 坂本政光委員、3番 坂本博文委員にお願いいたします。

5 議 事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今回、4番 石原由紀委員が関与される案件が、2ページの賃貸借権設定の整番1にございます。つきましては、議事参与の制限がござい

ますので、まずは、それを除いて審議いただきたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（石原） 失礼します。1ページでございます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により適合するか否か検討することとなっております。審査基準の項目には、「全部効率利用要件」「農作業従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の4つの基準があります。

適合するか否かの検討結果については、最後に一括してご説明させていただきます。

それでは、所有権移転の案件になります。

整番1 譲渡人「岩の[]」、譲受人「岩の[]」、土地の所在「岩字大池 []」、田、850㎡ 他3筆、合計 田4筆 3,814㎡」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「9,135㎡」、農作業に従事する者「2名」、農機具は「トラクター 1台」「田植機 1台」「耕うん機 1台」「自走式草刈機 1台」、申請理由は「売買による規模拡大」でございます。

整番2 譲渡人「岩の[]」、譲受人「岩の[]」、土地の所在「岩字永ノ原 []」、畑、2,232㎡」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「11,925㎡」、農作業に従事する者「3名」、農機具は「トラクター 1台」「乗用草刈機 1台」、申請理由は「売買によ

る規模拡大」でございます。

以上の 2 件の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載されました内容及び現地確認等により適合するか否か検討しました結果をご説明させていただきます。

一つが、全部効率利用要件でございます。申請書に基づきまして農業用機械、労働力、技術等から判断しまして、全ての案件とも、取得後において耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に農作業常時従事要件でございます。申請書に記載されました耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断いたしますと、全ての案件とも基幹的な農作業に常時従事するものと見込まれます。

次に、下限面積要件でございます。全ての案件とも農業委員会が定める 30a を上回っております。

最後に、地域との調和要件でございます。全ての案件とも、取得後においても耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和に支障が生じることはないと思われまゝす。以上でございます。

議長(蒲池) ただ今、事務局の方から説明がございました。続きまして、現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 につきまして、5 番 鶴委員の報告をお願いします。

5 番(鶴) はい。整番 1 について、5 番 鶴が説明いたします。
6 月 6 日に、坂本博文委員と私、事務局で現地確認に行つてまいりました。申請地は、下岩地区のほ場整備田になります。現況は耕耘されていました。今後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われまゝす。ご審議方よろしくお願ひします。

議長(蒲池) はい。ありがとうございます。続きまして、整番 2 につきましては、3 番 坂本博文委員の報告をお願いします。

3 番(坂本博) はい。整番 2 について、3 番 坂本博文が説明いたします。
6 月 6 日に、鶴委員と私、事務局で現地確認に行つてまいりました。申請地は、下岩地区のナガンバルになります。現況は栗畑でした。今後とも、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われまゝす。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長（蒲 池） ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第 1 号所有権移転の整番 1 と 2 につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

16 番(池田委員) はい、整番 1 と 2 について質問します。[] は、2 反 9 畝ぐらいですかね。もともと、実際売買される面積は、3 反を超えていますが、その辺の引き算足し算はどうなっているのかお尋ねします。

事務局（渡 邊） 失礼いたします。経営面積のことですが [] は、貸出されている農地がございまして、貸出された面積については経営面積に含まれません。整番 1 の岩字大池の 4 筆に関しては、別の方に貸出していた田になります。経営面積にはその分が入っておりません。

議 長（蒲 池） 整番 2 も一緒ということですか？

事務局（石 原） 補足声明いたします。12 ページをお開きください。中途解約通知書の一覧表の整番 2 で売買前は [] が耕作されていましたが、今回中途解約で一旦 [] へ土地を戻して今回売買されることになります。

議 長（蒲 池） 池田委員いいでしょうか？

1 6 番（池 田） はい分かりました。

議 長（蒲 池） 他に何か質問はありませんでしょうか？

【異議なしの声あり】

議 長（蒲 池） ないようでございますので、採決をしたいと思います。議案第 1 号所有権移転の整番 1 と 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 1 号所有権移転の整番 1 と 2 については原案のとおり決定いたしました。

議長（蒲池） 次に、議案第1号賃貸借権設定の整番1について審議したいと思います。
4番 石原由紀委員の関与される案件でございますので、委員の退室をお願いいたします。

（4番 石原由紀委員 退室）

はい。それでは、議案第1号賃貸借権設定の整番1について、事務局より説明をお願いします。

事務局（石原） 失礼します。2ページでございます。賃貸借権設定の案件になります。
整番1 貸渡人「下津原の[]」、借受人「下津原の[]」、土地の所在「下津原字西赤穂原 []番、畑、3,041 m²」でございます。
借受人は新規就農者で、営農計画書を提出して頂いております。農作業に従事する者「1名」、農機具は「トラクター1台」「管理機1台」「動噴1台」を[]からリースされます。申請理由は「賃貸借による規模拡大」でございます。

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載されました内容及び現地確認等により適合するか否か検討しました結果をご説明させていただきます。

一つが、全部効率利用要件でございます。申請書に基づきまして農業用機械、労働力、技術等から判断しまして、全ての案件とも、取得後において耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に農作業常時従事要件でございます。申請書に記載されました耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断いたしますと、全ての案件とも基幹的な農作業に常時従事するものと見込まれます。

次に、下限面積要件でございます。全ての案件とも農業委員会が定める30aを上回っております。

最後に、地域との調和要件でございます。全ての案件とも、取得後においても耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和に支障が生じることはないと思われれます。以上でございます。

議長（蒲池） ただ今、事務局の方から説明がございました。続きまして、現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。賃貸借権設定整番1につきまして、21番 徳永委員の報告をお願いします。

21番(徳 永)	はい。賃貸借権設定整番1について、21番 徳永が説明いたします。 6月6日に、高木委員と私、事務局で現地確認に行っていました。 申請地は、下津原地区の西赤穂原になります。現況はスイカ・メロン・カボチャが作付されていました。 今後も、農地として管理されるとのことですので、何ら問題ないと思われまます。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長(蒲 池)	ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第1号賃貸借権設定の整番1につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。 何かございませんでしょうか。
15番(杉 村)	はい。
議 長(蒲 池)	杉村委員どうぞ。
15番(杉 村)	この件については、詳しく説明してもらわないといけないと思います。 何歳ですか。またリースと言われましたもう少し詳しく説明をお願いします。
議 長(蒲 池)	事務局長どうぞ。
事務局(石 原)	■■■■■さんは、石原由紀委員の息子さんでございまして、現在30歳の方でございます。新規就農ということで営農計画書を提出していただいています。これも12ページを開いてください。整番1の中途解約がありますが元々は、父親が経営されています■■■■■が借りておられました。今回中途解約で■■■■■へいったん戻され、改めまして■■■■■へ賃貸借されるものです。機械につきましては、■■■■■から借受し、年間の作付計画では、食用ホオズキ、西瓜、かぼちゃ、メロンの作付けの予定でございます。トラクター、管理機、動噴は親からのリースとなります。 家から畑までの距離は500メートルと近い所でございます。
15番(杉 村)	こういう案件については、今説明がありましたことを最初から説明してください。

事務局(石 原) 次回から説明するようにいたします。

議 長(蒲 池) 他に何かありませんでしょうか？

【異議なしの声あり】

議 長(蒲 池) ないようでございますので、採決をしたいと思います。議案第 1 号貸賃借権設定の整番 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議 長(蒲 池) はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 1 号貸賃借権設定の整番 1 については原案のとおり決定いたしました。それでは、4 番 石原由紀委員の入室をお願いします。

(4 番 石原由紀委員 入室)

続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の提出がございましたので承認を求めるものでございます。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(石 原) 失礼します。3 ページでございます。議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。

整番 1、譲渡人「瀬川の[REDACTED]」、譲受人「江田の[REDACTED]」、土地の所在地「瀬川字西鶯原 [REDACTED] 他 1 筆、合計 畑 2 筆、1910 m²」でございます。

転用目的「太陽光発電施設」、事業計画「太陽光パネル 440 枚 660 m²」、工事期間「許可後から平成 28 年 12 月 31 日まで」となっております。

申請人は、太陽光発電事業を行うため、太陽光発電施設を整備されるものです。今回申請される案件は平成 26 年 3 月に経済産業省の設備認定を受けたものであり、その年の売電価格になるとのことです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5 条の整番 1 でございます。

申請の位置につきましては、1 ページの管内図及び 2 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、3 ページが字図で、4 ページが配

置図となっております。

太陽光発電施設のため、給水、汚水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては自然浸透、余り水は西側に流れる計画となっております。

周辺農地の所有者には隣接同意が取っており、排水に関しても問題ないと思います。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第 2 種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書及び融資証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 28 年 12 月 31 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲に農地はありますが、太陽光発電施設なので、日照、通風など、営農上への支障は少ないと考えております。以上でございます。

議 長（蒲 池）

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がございました。続きまして現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 につきまして 22 番高木委員の報告をお願いします。

22 番（高 木）

はい。整番 1 について、22 番 高木が説明いたします。

6 月 6 日に、徳永委員と私、事務局で現地確認を行ってまいりました。

申請地は、鶯原の菅原神社の南側になります。現況は不耕作地でした。雨水につきましては自然浸透です。余り水は西側に流れる計画となっておりますが、隣接地の同意が取っておりますので問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長（蒲 池）

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第 2 号について皆様方からご質問をお受けしたいと思います。どなたか質問等ありますでしょうか。

15 番（杉 村）

この件につきましては、賛成はいたしますが、勉強のため町の税収はいくらぐらい入りますか？

事務局（石 原）	事業用太陽光発電施設は、固定資産税の償却資産として課税されています。太陽光施設の耐用年数は17年だったと思います。
15番（杉 村）	1反でどのくらいでしょうか？
事務局（石 原）	税率は100分の1.4%で仮に2,000万円でしたら年間28万円の税額となります。
議 長（蒲 池）	だいたい50キロワットまでだいたい2,000万円ぐらいかかると思います。町へ150万円～170万円の税収があると聞きました。
議 長（蒲 池）	他に何かありませんでしょうか
13番（庄 山）	菊水地区では、前から太陽光が増えていますが、今回の畑の売買価格はいくらぐらいでしょうか？
事務局（石 原）	申請書に記載されました金額は、2反で20万円です。
22番（高 木）	現地は「やぼ」でした。
事務局（石 原）	現地は不耕作地で耕作放棄地となっています。
議 長（蒲 池）	発電量はどうなっていますか？
事務局（石 原）	申請書によりますと、47.2kwです。
議 長（蒲 池）	他に何かございませんでしょうか？
9番（浦 部）	はい。
議 長（蒲 池）	浦部委員どうぞ
9番（浦 部）	申請が26年となっていますが、何で建設が28年となっているかお尋ねします。
議 長（蒲 池）	申請を26年にされて、建設が今年になったのではないかと思います。

9 番（浦 部） 建設が遅れた理由は、資金面で遅れたのか？

事務局（石 原） 昨日の[]に載っていた原因としては、建設費用の削減があると思います。全体で3割程度未建設の申請があると聞いています。

議 長（蒲 池） 他に何かありませんか？

【異議なしの声あり】

ないようでございますので、採決したいと思います。議案第2号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

今回、23番 石原二千郎委員が関与される案件が、賃貸借権設定の整番3と4、整番6から14まででございます。また、9番 浦部委員が関与される案件が、整番21でございます。つきましては、議事参与の制限がございますので、まずは、それを除いて審議いただきたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（石 原） 失礼します。4ページでございます。議案第3号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」でございます。

5ページでございます。賃貸借権設定の案件でございます。

整番1、貸人「江田の[]」、借人「江田の[]」、土地の所在地「江田字鉾田下[]」、田、629 m²、利用内容「水稻」、期間「平成28年7月1日から5年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「54 歳」、経営面積「4,350 m²」、農作業従事日数「20 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

整番2、貸人「江田の[]」、借人「江田の[]」、土地の所在地「江田字鉾田下[]」、田、658 m²、利用内容「水稻」、期間「平成28年

7月1日から5年間」、支払方法「10a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 1 に同じでございます。再設定でございます。

整番 5、貸人「瀬川の[]」、借人「瀬川の[]」、土地の所在地「瀬川字六田 []」、田、946 m² 他 2 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「全体で 10,000 円」、借り手の農業経営状況、年齢「66 歳」、経営面積「45,917 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「3 名」、再設定でございます。

整番 15、貸人「内田の[]」、借人「瀬川の[]」、土地の所在地「内田字宮の前 []」、田、832 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当り 1,000 円」、借り手の農業経営状況は、整番 5 に同じでございます。再設定でございます。

8 ページでございます。

整番 16、貸人「久井原の[]」、借人「久井原の[]」、土地の所在地「久井原字日出 []」、田、3,883 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「全体で 240 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「74 歳」、経営面積「24,420 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻・ナス・桃」、農作業従事者数「1 名」、再設定でございます。

整番 17、貸人「久井原の[]」、借人「久井原の[]」、土地の所在地「久井原字栗灰野 []」、田、2,025 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「60 歳」、経営面積「7,597 m²」、農作業従事日数「120 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「1 名」、新規設定でございます。

整番 18、貸人「久米野の[]」、借人「竈門の[]」、土地の所在地「竈門字下津留 []」、田、844 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「47 歳」、経営面積「29,673 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「ぶどう」、農作業従事者数「3 名」、再設定でございます。

整番 19、貸人「高野の[]」、借人「高野の[]」、土地の所在地「高野字立野 []」、畑、3,414 m²」、利用内容「飼料」、期間「平成 28

年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 3,000 円」、借り手の農業経営状況、年齢「61 歳」、経営面積「23,527 m²」、農作業従事日数「350 日」、主な経営作物「繁殖牛」、農作業従事者数「1 名」、再設定でございます。

整番 20、貸人「山鹿市の[]」、借人「上十町の[]」、土地の所在地「上十町字前田 []」、田、951 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「全体で 120 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「65 歳」、経営面積「7,771 m²」、農作業従事日数「100 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「3 名」、再設定でございます。

9 ページでございます。

整番 22、貸人「中和仁の[]」、借人「中和仁の[]」、土地の所在地「中和仁字鶴田 []」、田、1,908 m² 他 1 筆」、利用内容「桃」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 120 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「52 歳」、経営面積「53,885 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「みかん・桃」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

整番 23、貸人「中和仁の[]」、借人「中和仁の[]」、土地の所在地「中和仁字鶴田 []」、田、389 m² 他 5 筆」、利用内容「水稻・野菜」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg と 30 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「28 歳」、経営面積「152,135 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「人参・たまねぎ」、農作業従事者数「1 名」、新規設定でございます。

整番 24、貸人「中和仁の[]」、借人「中和仁の[]」、土地の所在地「中和仁字観音寺 []」、田、1,936 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「56 歳」、経営面積「40,657 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「1 名」、再設定でございます。

整番 25、貸人「中和仁の[]」、借人「中和仁の[]」、土地の所在地「中和仁字仏供田 []」、田、1,819 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 90 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「64 歳」、経営面積「67,041 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

整番 26、貸人「上和仁の[]」、借人「上和仁の[]」、土地の所在地「上和仁字大坪 []」、田、1,976 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 10 年間」、支払方法「1 筆当たり 120 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「56 歳」、経営面積「51,712 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「みかん」、農作業従事者数「2 名」、新規設定でございます。

10 ページでございます。

整番 27、貸人「上和仁の[]」、借人「中和仁の[]」、土地の所在地「上和仁字前田 []」、田、936 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当たり 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「43 歳」、経営面積「153,580 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「みかん・露地野菜」、農作業従事者数「4 名」、新規設定でございます。

11 ページでございます。使用貸借権設定の案件でございます。

整番 1、貸人「天草市の[]」、借人「久井原の[]」、土地の所在地「久井原字栗灰野 []」、田、419 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、借り手の農業経営状況は、整番 17 に同じでございます。再設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

訂正いたします。11 ページの使用貸借権設定整番 1 を再設定といいましたが新規設定です。

議長（蒲池） ただ今、事務局から委員の議事参与の制限がある案件を除く議案第 3 号の説明がありました。何か、ご質問ございましたらお願いします。

何かございませんでしょうか。

1 番（坂本） はい。

議長（蒲池） 坂本委員どうぞ。

1 番（坂本） 7 ページの整番 15 の件ですが、小作料が 1,000 円となっていますが 10,000 円の間違いではないでしょうか。

事務局（石 原） 申請書では、小作料は1, 0 0 0 円となっていますので間違いないと思います。

議 長（蒲 池） 水田が荒れないように小作料を低くしてあるのではないのでしょうか。

1 番（坂 本） 場所もいい所ですので、私が借りようかと思っていました。

【異議なしの声あり】

議 長（蒲 池） それでは、ないようでございますので、委員の議事参与の制限がある案件を除く議案第3号の案件について承認される方の挙手をお願いします。

「挙手全員」

議 長（蒲 池） ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。次に、整番3と4、整番6から14までについて審議したいと思います。23番 石原二千郎委員の関与される案件でございますので、委員の退室をお願いいたします。

（23番 石原二千郎委員 退室）

はい。それでは、整番3と4、整番6から14までについて、事務局より説明をお願いします。

事務局（石 原） 失礼します。5ページでございます。

整番3、貸人「江田の[REDACTED]」、借人「原口の[REDACTED]」、土地の所在地「江田字川原 [REDACTED]、田、1,279 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成28年7月1日から5年間」、支払方法「10a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「75歳」、経営面積「49,981 m²」、農作業従事日数「350日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2名」、再設定でございます

整番4、貸人「江田の[REDACTED]」、借人「原口の[REDACTED]」、土地の所在地「江田字川原 [REDACTED]、田、248 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成28年7月1日から5年間」、支払方法「10a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況は、整番3に同じでございます。再設定でございます。

6 ページでございます。

整番 6、貸人「原口の[]」、借人「原口の[]」、土地の所在地「原口字橋口 []」、田、1,188 m² 他 2 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 3 に同じでございます。再設定でございます。

整番 7、貸人「原口の[]」、借人「原口の[]」、土地の所在地「原口字六田 []」、田、1,552 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 3 に同じでございます。新規設定でございます。

整番 8、貸人「原口の[]」、借人「原口の[]」、土地の所在地「原口字津留 []」、田、1,201 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 3 に同じでございます。再設定でございます。

整番 9、貸人「高知県の[]」、借人「原口の[]」、土地の所在地「藤田字下津留 []」、田、1,630 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 3 に同じでございます。再設定でございます。

整番 10、貸人「藤田の[]」、借人「原口の[]」、土地の所在地「藤田字下津留 []」、田、1,997 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 3 に同じでございます。再設定でございます。

7 ページでございます。

整番 11、貸人「藤田の[]」、借人「原口の[]」、土地の所在地「藤田字上津留 []」、田、685 m² 他 2 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 3 に同じでございます。再設定でございます。

整番 12、貸人「藤田の[]」、借人「原口の[]」、土地の所在地「藤田字上津留 []」、田、1,284 m² 他 2 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 3 に同じでございます。再設定でございます。

整番 13、貸人「藤田の[]」、借人「原口の[]」、土地の所在地「藤田字上津留[]」、田、646 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 3 に同じでございます。再設定でございます。

整番 14、貸人「藤田の[]」、借人「原口の[]」、土地の所在地「藤田字上津留[]」、田、721 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 3 に同じでございます。再設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議長（蒲 池） ただ今、事務局から議案第 3 号の整番 3 と 4、整番 6 から 14 までの案件説明がありました。何か、ご質問がございましたらお願いします。

何かございませんでしょうか。

1 4 番（北 原） はい。

議長（蒲 池） 北原委員どうぞ

1 4 番（北 原） []の経営面積は、4 9 , 9 8 1 m²で認定後の経営面積は全部 4 9 , 9 8 1 m²となっていますがどうしてですか？

事務局（石 原） 前回は質問があったかと思いますが、再設定の場合は、面施句の増減発生いたしません。新規の場合のみ増加することとなります、従って整番 7 の場合認定後の経営面積が増加しています。

議長（蒲 池） システム上こういうふうになっています。
他に何かありませんか？

【異議なしの声あり】

議長（蒲 池） それでは、ないようでございますので、議案第 3 号の整番 3 と 4、整番 6 から 14 までの案件について承認される方の挙手をお願いします。

「挙手全員」

議長（蒲 池） ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたしました。それでは、23 番 石原二千郎委員の入室をお願いします。

（23 番 石原二千郎委員 入室）

議長（蒲 池） 次に、整番 21 について審議したいと思います。9 番 浦部委員の関与される案件でございますので、委員の退室をお願いいたします。

（9 番 浦部貞彦委員 退室）

はい。それでは、整番 21 について、事務局より説明をお願いします。

事務局（石 原） 失礼します。8 ページでございます。

整番 21、貸人「板楠の[REDACTED]」、借人「板楠の[REDACTED]」、土地の所在地「板楠字上棚田 [REDACTED]、田、1,014 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 7 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「68 歳」、経営面積「23,227 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、新規設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議長（蒲 池） ただ今、事務局から議案第 3 号の整番 21 の案件説明がありました。何か、ご質問がございましたらお願いします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（蒲 池） それでは、ないようでございますので、議案第 3 号の整番 21 の案件について承認される方の挙手をお願いします。

「挙手全員」

議長（蒲池）　ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたしました。それでは、9番　浦部貞彦委員の入室をお願いします。

(9番 浦部貞彦委員 入室)

6 報 告

議 長（蒲 池）	これで、議事の方は終了いたしました。次に 6 の報告を事務局からお願いします。
----------	---

事務局（石 原）	失礼します。12 ページでございます。 中途解約通知が 4 件提出されております。 13 ページでございます。 許可不要転用届が 1 件提出されております。これは、自分名義の土地に農業用施設を建てる時、転用面積が 200 m²未満の場合は、転用許可申請がいらず、農業委員会への届出だけでいいというものです。 以上が報告でございます。
----------	--

7 その他

議 長（蒲 池） 次に、その他でございます。事務局からお願いします。

事務局（石 原）	失礼します。14 ページでございます。 1) 次回総会日 平成 28 年 7 月 11 日（月）午後 1 時 30 分から 和水町三加和公民館 2 階研修室で行います。 2) 年金の現況届について 3) 農地利用状況調査について 4) 農業者年金加入推進の研修について
----------	---

議長(蒲池) それでは、その他で皆様方から何かございませんでしょうか。
ないようですので、終わりたいと思います。

8 閉 会

議長（蒲池）　ご起立をお願いします。これをもちまして、平成 28 年度第 3 回和水町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 1 番

署 名 委 員 3 番

会議録調製者	渡邊 豊和
本誌 表紙共	枚